

令和5年7月13日

特定商取引法違反の事業者に対する取引等停止命令（15か月）・業務停止命令（9か月）及び指示並びに当該事業者及びその使用人4名に対する業務禁止命令（15か月及び9か月）について

○ 消費者庁は、FX（外国為替証拠金取引）の自動売買ツール（EA）（注）作成ソフトである「EA development for MT5」の利用に係る役務の提供を行う連鎖販売業者及び電話勧誘販売業者である、「Liam Co., Ltd.（リアム）」こと上倉大知（東京都渋谷区）（以下「上倉」といいます。）に対し、令和5年7月12日、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき連鎖販売取引の一部等（勧誘（勧誘者に行わせることも含みます。申込受付も同じ。）、申込受付及び契約締結）を、令和5年7月13日から令和6年10月12日までの15か月間、停止するよう命じました。また、同法第23条第1項の規定に基づき電話勧誘販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を、令和5年7月13日から令和6年4月12日までの9か月間、停止するよう命じました。

○ あわせて、消費者庁は、上倉に対し、特定商取引法第38条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。

○ また、消費者庁は、上倉に対し、特定商取引法第39条第1項及び第23条第1項の規定に基づき、上記取引等停止命令及び業務停止命令と同じ期間、上記取引等停止命令及び業務停止命令により停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を命じました。

さらに、消費者庁は、上倉が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている永野玄己、福田弘樹、池田健吾及び広瀬周平に対し、特定商取引法第39条の2第1項及び第23条の2第1項の規定に基づき、上記取引等停止命令及び業務停止命令と同じ期間、上記取引等停止命令及び業務停止命令により停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

（注）EAとは、Expert Adviserの略で、FXの自動売買プログラムのこと。

1 処分対象事業者

- (1) 氏名：上倉 大知（かみくら たいち）（個人事業者）
- (2) 取引類型：連鎖販売取引、電話勧誘販売
- (3) 取扱役務：FXの自動売買ツール作成ソフトの利用に係る役務

2 特定商取引法の規定に違反又は該当する行為

- (1) 氏名等の明示義務に違反する行為（統括者又は役務提供事業者の氏名、勧誘目的及び役務の種類の不明示）（特定商取引法第33条の2及び第16条）
- (2) 断定的判断の提供（特定商取引法第38条第1項第2号）
- (3) 連鎖販売取引の相手方又は顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘（特定商取引法第38条第1項第4号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」といいます。）第31条¹第6号及び同法第22条第1項第5号の規定に基づく施行規則第23条²第3号）
- (4) 連鎖販売取引についての契約又は役務提供契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為（特定商取引法第38条第1項第4号の規定に基づく施行規則第31条第8号イ及び同法第22条第1項第5号の規定に基づく施行規則第23条第5号イ）
- (5) 概要書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第37条第1項）
- (6) 契約書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第37条第2項及び第19条第1項）

3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

- 別紙1：上倉大知に対する行政処分の概要（連鎖販売取引）
- 別紙2：永野玄己に対する行政処分の概要（連鎖販売取引）
- 別紙3：福田弘樹に対する行政処分の概要（連鎖販売取引）
- 別紙4：池田健吾に対する行政処分の概要（連鎖販売取引）
- 別紙5：広瀬周平に対する行政処分の概要（連鎖販売取引）
- 別紙6：上倉大知に対する行政処分の概要（電話勧誘販売）
- 別紙7：永野玄己に対する行政処分の概要（電話勧誘販売）
- 別紙8：福田弘樹に対する行政処分の概要（電話勧誘販売）

¹ 特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和5年2月1日内閣府、経済産業省令第2号）による改正後は第87条。以下同じ。

² 特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和5年2月1日内閣府、経済産業省令第2号）による改正後は第64条。以下同じ。

別紙 9：池田健吾に対する行政処分の概要（電話勧誘販売）

別紙 10：広瀬周平に対する行政処分の概要（電話勧誘販売）

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

L i a m C o . , L t d . こと上倉大知に対する行政処分の概要
(連鎖販売取引)

1 事業概要

L i a m C o . , L t d . こと上倉大知(以下「上倉」という。)は、紹介料を收受し得ることをもって、FX(外国為替証拠金取引)の自動売買ツール作成ソフトである「E A d e v e l o p m e n t f o r M T 5」の利用に係る役務(以下「本件役務」という。)の提供をあっせんする者(以下「会員」という。)を誘引し、その者と本件役務の対価の支払を伴う本件役務の提供に係る取引を行っている。

当該利益は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第72号)による改正前の特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。)第33条第1項に規定する特定利益に該当し、本件役務の対価の支払は同項に規定する特定負担(以下「特定負担」という。)に該当することから、上倉は、同項に規定する連鎖販売業(以下「旧法に規定する連鎖販売業」という。)を行っている。

2 処分の内容

(1) 取引等停止命令

上倉は、令和5年7月13日から令和6年10月12日までの間、上倉がその統括する一連の特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第33条第1項に規定する連鎖販売業(以下単に「連鎖販売業」という。)に係る次の取引等を停止すること。

ア 上倉が行う連鎖販売取引(特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。以下単に「連鎖販売取引」という。)について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条の2に規定する勧誘者(以下単に「勧誘者」という。)に勧誘を行わせること。

イ 上倉が行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ 上倉が行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令

上倉が、令和5年7月13日から令和6年10月12日までの間、次の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

- イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。
- ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(3) 指示

旧法第33条の2に規定する勧誘者（以下「旧法に規定する勧誘者」という。）は、同法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の氏名、勧誘目的及び役務の種類の不明示）並びに同法第38条第1項第2号に掲げる上倉の統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る旧法第33条第1項に規定する連鎖販売取引（以下「旧法に規定する本件連鎖販売取引」という。）につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその旧法に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売契約（以下「旧法に規定する本件連鎖販売契約」という。）の締結の勧誘行為、同法第38条第1項第4号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和4年内閣府・経済産業省令第1号）による改正前の特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「旧施行規則」という。）第31条第6号に掲げる連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘行為並びに同条第8号イに掲げる旧法に規定する本件連鎖販売契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為を、上倉は、同法第37条第1項に規定する書面及び同条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）をしている。かかる行為は、旧法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらを会員及び会員を継続的に指導し又は管理する者に、前記（1）の取引等停止命令に係る取引等を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第38条第1項及び第39条第1項

4 処分の原因となる事実

上倉及び旧法に規定する勧誘者は、以下のとおり、旧法の規定に違反し、又は旧法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

- (1) 氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の氏名、勧誘目的及び役務の種類の不明示）（旧法第33条の2）

旧法に規定する勧誘者は、遅くとも令和3年11月以降、旧法に規定する本件連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「もっと知りたかったら、また話そうね」、「成功している人だから、色々質問した方がいいよ」、「なら俺と一緒に勉強してみよや笑」、「●●（Web会議ツールのこと）で教えてあげるよ」、「最近、投資をしているんだけど、やってみない」、「高校のときの先輩で、投資に詳しい人から話を聞けるんだけど、聞いてみない」などと告げるのみで、統括者の氏名、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしていない。

- (2) 断定的判断の提供（旧法第38条第1項第2号）

旧法に規定する勧誘者は、令和3年11月、上倉が統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る本件役務の提供のあっせんを店舗等によらないで行う個人（以下「無店舗等個人」という。）を相手方として旧法に規定する本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、「一緒にやろうよ、損はしないから」、「すぐに元がとれるから、借金しても何の問題もないよ」などと、旧法に規定する本件連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して旧法に規定する本件連鎖販売契約の締結について勧誘していた。

- (3) 連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘行為（旧法第38条第1項第4号の規定に基づく旧施行規則第31条第6号）

旧法に規定する勧誘者は、遅くとも令和3年11月以降、学生であり、投資に関する知識及び経験がなく、月に平均して5万円から7万円程度の収入しかなく、その他特段の財産もない又は本件役務の対価を支払うことにより財産の大半を失う消費者に対して、取引条件を設定するためには投資の知識が必要となり、日本円に換算して約53万円と消費者の収入及び財産に比して高額に及ぶ旧法に規定する本件連鎖販売契約の締結について勧誘し、もって、連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っている。

- (4) 連鎖販売取引についての契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為（旧法第38条第1項第4号の規定に基づく旧施行規則第31条第8号イ）

旧法に規定する勧誘者は、令和3年11月、旧法に規定する本件連鎖販

売契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、当該相手方が本件役務の対価の支払に必要な金銭を貸金業者から借り入れるに際し、「学生だと収入が低いから、社員だと言って」、「月収24万円だとすると年収288万円だから、切りよく年収300万円にしよう」などと申告するよう指示して、旧法に規定する本件連鎖販売契約の相手方の支払能力に関する事項について、貸金業者に対して虚偽の申告をさせていた。

(5) 概要書面の交付義務に違反する行為（不交付）（旧法第37条第1項）

上倉は、遅くとも令和3年11月以降、無店舗等個人を相手方として旧法に規定する本件連鎖販売取引に伴う特定負担についての契約を締結しようとするときに、その契約を締結するまでに、上倉の旧法に規定する連鎖販売業の概要について記載した書面を交付していない。

(6) 契約書面の交付義務に違反する行為（不交付）（旧法第37条第2項）

上倉は、遅くとも令和4年1月以降、無店舗等個人を相手方として旧法に規定する本件連鎖販売契約を締結した場合において、遅滞なく、旧法に規定する本件連鎖販売契約の内容を明らかにする書面を交付していない。

5 事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の氏名、勧誘目的及び役務の種類の不明示）、断定的判断の提供、連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘行為、連鎖販売取引についての契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

令和3年11月、旧法に規定する勧誘者Zは、消費者Aに電話をかけ、「最近、あるコミュニティのメンバーと飲みに行ったりしてるんだ」、「投資をやっているコミュニティで、私もその人たちと投資やっているんだよね」、「●●（Aのこと）も向いていると思うから、一緒にやろう」などと誘った。Zが何度も繰り返し誘ってきたため、Aが「話を聞いただけならいいよ」と答えたところ、Zは、「投資に詳しい人が、投資やコミュニティの話をしてくれるよ」などと言い、後日、Web会議ツールを利用したオンラインミーティングにおいて投資の話聞く約束を取り付けた。

同月、AがZからメッセージアプリで送信されたURLを利用して参加したオンラインミーティングにおいて、旧法に規定する勧誘者Yは、Aに対して、「自分たちがやっているのは、FXだよ」、「FXは、相場が高くなるか低くなるか予想するものだよ」、「FXは、そんなに難しいものではないから、失敗することはないよ、損はしないよ」などと、投資についての話をした後、「もっと知りたかったら、また話そうね」、「次はいつ話をしようか」などと告げ、翌

日に再度オンラインミーティングをする約束を取り付けた。

翌日、Aが、Zからメッセージアプリで送信されたURLを利用してオンラインミーティングに参加すると、Zは、Aに対し、旧法に規定する勧誘者Xについて、「成功している人だから、色々質問した方がいいよ」などと告げた。Xは、自己紹介をし、診断テストと称していくつかの質問をした後、「君は投資に向いてるね」などと告げた。

この時点までに、Z、Y及びXは、Aに対し、上倉の氏名、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び役務の種類を告げたことはなかった。

その後、Xは、資料を画面共有しながら、Aに対し、「俺たちは、●●（グループ名のこと）という団体で投資をやっている」、「自動売買ツールを使って、FXをしている」、「自動売買ツールは、マレーシアのL i a mという会社のものです、俺たちはそこからツールを買ってみんなでFXをやっている」などと告げた上、さらに、「AIが取引をしてくれるから、リスクは限りなく少ないよ」、「結果をすごい残している」、「始める時期が早ければ早いほどお得だよ」、「投資でもうける以外にも、友達を勧誘すると、1人につき5万円くらい紹介料がもらえるよ」などと告げた。

Xが説明を終えると、入れ替わりでオンラインミーティングに参加したYが、Aに対し、「一緒にやろうよ、損はしないから」、「俺も●●（貸金業者のこと）で借りて払ったし、2、3か月で返しきれよ」、「すぐに元が取れるから、借金しても何の問題もないよ」などと告げた。これらの話を受けたAは、そのオンラインミーティングで、旧法に規定する本件連鎖販売契約を締結する旨を告げた。

Yから、「●●（Zのこと）から、お金の借り方を教えてもらいな」と告げられたAは、Yに言われるがまま、翌日、本件役務の対価の支払に必要な金銭を貸金業者から借り入れるため、Zと喫茶店で待ち合わせた。Aは、契約当時、学生であり、投資に関する知識も経験もなく、当時のアルバイト収入は月平均で約5万円程度しかなく、貯金も約3万円程度しかなかったにもかかわらず、Zは、当該喫茶店において、Aに対し、「学生だと収入が低いから、社員だと言って」、「月収24万円だとすると年収288万円だから、切りよく年収300万円にしよう」などと虚偽の申告をするよう指示するなどした。これを受けたAは、貸金業者の店舗前でZと別れて一人で当該店舗に入店し、Zから指示されたとおり虚偽の申告をして50万円を借り入れた。Aは、店舗の外で待機していたZと合流して借り入れたばかりの50万円を全額Zに手渡し、上倉と旧法に規定する本件連鎖販売契約を締結した。

【事例2】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の氏名及び勧誘目的の明示）、連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして

不相当と認められる勧誘行為)

令和3年12月から令和4年1月にかけて、旧法に規定する勧誘者Wは、メッセージアプリを利用して、消費者Bに対し、「なら俺と一緒に勉強してみよや笑」、「●●(Web会議ツールのこと)で教えてあげるよ」、「日にちしだいではわんちゃん先輩教えてくれるかも」、「やるやらない別にしてみよ」などのメッセージを送信し、後日Web会議ツールを利用したオンラインミーティングをする約束を取り付けた。

令和4年1月、BがWからメッセージアプリで送信されたURLを利用して参加したオンラインミーティングにおいて、旧法に規定する勧誘者Vは、自己紹介をし、資料を示して「資産はこれくらい増えています」などと説明した後、Bに対して、投資家心理に関する質問などをして、「あなたは向いてないね」などと告げた。

この時点までに、W及びVは、Bに対し、上倉の氏名、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び役務の種類を告げたことはなかった。

その後、VはBに対し、「自分で投資をして利益を出せるのは1割くらいの人しかいないけれど、EAだから安定して利益を出すことができる」、「EAは置いておくだけで勝手にツールが取引をしてくれる」、「俺は1000万円稼いでいる」、「君もなれるよ」などと告げた。

Vは、本件役務の説明をした後、本件役務について更に詳しく話をするため、再度オンラインミーティングに参加する約束をBと取り付けた。

同月、BがWからメッセージアプリにより送信されたURLにより参加したオンラインミーティングにおいて、旧法に規定する勧誘者Uは、「環境について説明する」、「EAを使う人を紹介すると、5万円のキャッシュバックがもらえる」などと説明をした。

これを受けたBは、同日、上倉と旧法に規定する本件連鎖販売契約を締結した。

なお、Bは、契約当時学生で、上倉と契約するまで、投資に関する知識も経験もなく、当時のアルバイト収入は月平均で約7万円程度しかなく、本件役務の対価を支払うと預金の大半を失う程度の財産しかなかった。

【事例3】(氏名等の明示義務に違反する行為(統括者の氏名、勧誘目的及び役務の種類の不明示)、連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘行為)

令和4年2月、旧法に規定する勧誘者Tは、消費者Cに電話をかけ、「最近、投資をしているんだけど、やってみない」、「高校のときの先輩で、投資に詳しい人から話を聞けるんだけど、聞いてみない」、「投資に詳しい人から●●(W

e b 会議ツールのこと) で話を聞ける」などと告げ、後日 Web 会議ツールを利用したオンラインミーティングにおいて投資の話聞く約束を取り付けた。

同月、C が T からメッセージアプリで送信された URL を利用して参加したオンラインミーティングにおいて、旧法に規定する勧誘者 S は、自己紹介や家事に関する話などの世間話をした。

この時点までに、T 及び S は、C に対し、上倉の氏名、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び役務の種類を告げたことはなかった。

その後、S は、C に対し、「お金は、夢を叶えるツールだよ」、「サラリーマンより、投資でお金を稼いだ方が、自由に生きられるよ」、「私たちは、自動売買ツールを使って FX の取引をしている」、「自動売買ツールは、色々な投資家のデータを基にしているから、素人がやっても稼げるし、あなたも大丈夫」などと告げた上、「もし自動売買ツールに興味を持ったなら、パフォーマンスを見せながら、更に詳しい話を聞けるけど、どうする」などと告げ、本件役務について更に詳しく話をするため、再度オンラインミーティングに参加する約束を C と取り付けた。

同月、C は、T からメッセージアプリで送信された URL を利用して参加したオンラインミーティングにおいて、旧法に規定する勧誘者 R から「マレーシアにある Liam という会社のツールを使っている」、「Liam と自動売買ツールの契約をすると、●●(グループ名のこと) という名前のチームに入れる」、「誘えば誘うほどもうかるよ」などと説明を受け、旧法に規定する本件連鎖販売契約を締結する旨を告げ、翌日、これを締結した。

なお、C は、契約当時学生で、上倉と契約するまで、投資の知識も経験もなく、当時はアルバイトをしていなかったことから、親からの小遣いとして月約 5 万円程度の収入しかなく、本件役務の対価を支払うと預金の大半を失う程度の財産しかなかった。

永野玄己に対する行政処分の概要
(連鎖販売取引)

1 名宛人

永野 玄己 (以下「永野」という。)

2 処分の内容

永野が、令和5年7月13日から令和6年10月12日までの間、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引(以下「連鎖販売取引」という。)について勧誘を行い、又は同法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者(同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。)に勧誘を行わせること。
- (2) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。
- (3) 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第72号)による改正前の特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。)第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、L i a m C o . , L t d . こと上倉大知(以下「上倉」という。)に対し、特定商取引法第39条第1項に基づき、上倉が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 永野は、上倉に準ずる者として上倉の職務を代行する者(旧法第39条の2第1項第2号に規定する使用人)であり、かつ、上倉が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

福田弘樹に対する行政処分の概要
(連鎖販売取引)

1 名宛人

福田 弘樹 (以下「福田」という。)

2 処分の内容

福田が、令和5年7月13日から令和6年10月12日までの間、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引(以下「連鎖販売取引」という。)について勧誘を行い、又は同法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者(同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。)に勧誘を行わせること。
- (2) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。
- (3) 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第72号)による改正前の特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。)第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、L i a m C o . , L t d . こと上倉大知(以下「上倉」という。)に対し、特定商取引法第39条第1項に基づき、上倉が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 福田は、上倉に準ずる者として上倉の職務を代行する者(旧法第39条の2第1項第2号に規定する使用人)であり、かつ、上倉が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

池田健吾に対する行政処分の概要
(連鎖販売取引)

1 名宛人

池田 健吾 (以下「池田」という。)

2 処分の内容

池田が、令和5年7月13日から令和6年10月12日までの間、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引(以下「連鎖販売取引」という。)について勧誘を行い、又は同法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者(同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。)に勧誘を行わせること。
- (2) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。
- (3) 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第72号)による改正前の特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。)第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、L i a m C o . , L t d . こと上倉大知(以下「上倉」という。)に対し、特定商取引法第39条第1項に基づき、上倉が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 池田は、上倉に準ずる者として上倉の職務を代行する者(旧法第39条の2第1項第2号に規定する使用人)であり、かつ、上倉が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

広瀬周平に対する行政処分の概要
(連鎖販売取引)

1 名宛人

広瀬 周平 (以下「広瀬」という。)

2 処分の内容

広瀬が、令和5年7月13日から令和6年10月12日までの間、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引(以下「連鎖販売取引」という。)について勧誘を行い、又は同法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者(同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。)に勧誘を行わせること。
- (2) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。
- (3) 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第72号)による改正前の特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。)第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、L i a m C o . , L t d . こと上倉大知(以下「上倉」という。)に対し、特定商取引法第39条第1項に基づき、上倉が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 広瀬は、上倉に準ずる者として上倉の職務を代行する者(旧法第39条の2第1項第2号に規定する使用人)であり、かつ、上倉が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

L i a m C o . , L t d . こと上倉大知に対する行政処分の概要
(電話勧誘販売)

1 事業概要

L i a m C o . , L t d . こと上倉大知(以下「上倉」という。)は、消費者に、Web会議ツールを用いたオンラインミーティングに参加するためのURLをメッセージアプリによって送信して電話をかけ、当該オンラインミーティングにおいて、FX(外国為替証拠金取引)の自動売買ツール作成ソフトである「E A d e v e l o p m e n t f o r M T 5」の利用に係る役務(以下「本件役務」という。)を有償で提供する契約(以下「本件役務提供契約」という。)の締結について勧誘を行い、当該消費者と当該契約をスマートフォンなどの情報処理の用に供する機器により締結していることから、このような上倉が行う本件役務の提供は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第72号)による改正前の特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。)第2条第3項に規定する電話勧誘販売(以下「旧法に規定する電話勧誘販売」という。)に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

上倉は、令和5年7月13日から令和6年4月12日までの間、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第2条第3項に規定する電話勧誘販売(以下単に「電話勧誘販売」という。)に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 上倉が行う電話勧誘販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 上倉が行う電話勧誘販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 上倉が行う電話勧誘販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令

上倉が、令和5年7月13日から令和6年4月12日までの間、次の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを禁止する。

ア 電話勧誘販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 電話勧誘販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 電話勧誘販売に関する役務提供契約を締結すること。

(3) 指示

上倉は、旧法に規定する電話勧誘販売をするに当たり、旧法第16条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の氏名、役務の種類及び勧誘目的の不明示）及び同法第19条第1項に規定する役務提供契約の内容を明らかにする書面の交付義務に違反する行為（不交付）並びに同法第22条第1項第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和4年内閣府・経済産業省令第1号）による改正前の特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「旧施行規則」という。）第23条第3号に掲げる電話勧誘顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘行為並びに同条第5号イに掲げる役務提供契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為をしている。かかる行為は、旧法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらを本件役務提供契約の締結について勧誘をさせている者（以下「勧誘員」という。）及び勧誘員を継続的に指導し又は管理する者に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第22条第1項及び第23条第1項

4 処分の原因となる事実

上倉は、以下のとおり、旧法の規定に違反し、又は旧法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、電話勧誘販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の氏名、役務の種類及び勧誘目的の不明示）（旧法第16条）

上倉は、遅くとも令和3年10月以降、本件役務提供契約の締結について旧法に規定する電話勧誘販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「この前のFXの話、どう、気になる」、「自分で売買してるんじゃないくて、ほったらかしてるんだよ」、「もっと知りたかったら、また話そうね」、「成功している人だから、色々質問した方がいいよ」、「なら俺と一緒に勉強してみよや笑」、「●●（Web会議ツールのこと）で教え

てあげるよ」、「最近、投資をしているんだけど、やってみない」、「高校のときの先輩で、投資に詳しい人から話を聞けるんだけど、聞いてみない」などと告げるのみで、上倉の氏名、本件役務の種類及びWeb会議ツールを利用したその電話が本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのものである旨を明らかにしていない。

(2) 契約書面の交付義務に違反する行為（不交付）（旧法第19条第1項）

上倉は、遅くとも令和3年11月以降、旧法第2条第3項に規定する電話勧誘行為により同項に規定する電話勧誘顧客（以下「電話勧誘顧客」という。）と本件役務提供契約をスマートフォンなどの情報処理の用に供する機器により締結したとき、遅滞なく、その契約の内容を明らかにする書面を役務の提供を受ける者に交付していない。

(3) 電話勧誘顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘行為（旧法第22条第1項第5号の規定に基づく旧施行規則第23条第3号）

上倉は、遅くとも令和3年11月以降、学生であり、投資に関する知識及び経験がなく、月に平均して5万円から7万円程度の収入しかなく、その他特段の財産もない又は本件役務の対価を支払うことにより財産の大半を失う消費者に対して、取引条件を設定するためには投資の知識が必要となり、日本円に換算して約53万円と消費者の収入及び財産に比して高額に及ぶ本件役務提供契約の締結について勧誘し、もって、電話勧誘顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っている。

(4) 役務提供契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為（旧法第22条第1項第5号の規定に基づく旧施行規則第23条第5号イ）

上倉は、令和3年11月、旧法に規定する電話勧誘販売に係る本件役務提供契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、当該相手方が本件役務の対価の支払に必要な金銭を貸金業者から借り入れるに際し、「学生だと収入が低いから、社員だと言って」、「月収24万円だとすると年収288万円だから、切りよく年収300万円にしよう」などと申告するよう指示して、旧法に規定する電話勧誘販売に係る本件役務提供契約の相手方の支払能力に関する事項について、貸金業者に対して虚偽の申告をさせていた。

5 事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の氏名、役務の種類及び勧誘目的の不明示）、電話勧誘顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘行為）

令和3年10月、勧誘員Zは、大学の同級生である消費者Aに対し、口頭で、「FX始めたんだよ」、「やってみない」と声を掛け、その場は断られたものの、数日後に再び、「この前のFXの話、どう、気になる」、「自分で売買してるんじゃないくて、ほったらかしてるんだよ」、「投資に詳しい人がいるから、話を聞いてみない」などと告げ、後日、Web会議ツールを利用したオンラインミーティングをする約束を取り付けた。

同年11月、Aが、Zからメッセージアプリにより送信されたURLによりオンラインミーティングに参加すると、当初はZしか参加していなかったが、勧誘員Yが遅れてWeb会議ツールに参加した。

Yは、自己紹介や世間話をしばらくした後、Aに対し、資料を用いて、「高卒、大卒別などで生涯年収がいくらくらいもらえるけど、老後にこれくらいかかるから、マイナスになってしまう」、「このままだとサラリーマンになるだろうけど、投資をやって、経営者とか株主を目指していった方がいい」などと告げた。

この時点までに、Z及びYは、Aに対し、上倉の氏名、本件役務の種類、Web会議ツールを利用したその電話が本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのものである旨を告げたことはなかった。

さらにYは、「自分たちは、FXの投資をやっているチームで、チーム名は●●（グループ名のこと）」、「マレーシアにあるLiamという会社の自動売買ツールを使ってFXをしている」、「自分たちは、Liamの社員というわけではないけど、Liamのツールを日本で広めている」、「自動売買ツールは、自分で取引をしなくても、勝手にやってくれる」、「だから、Zもできてるし、Aもできるよ」などと告げて、本件役務提供契約の締結についての勧誘を開始した。

オンラインミーティングを終えた後、Zは、Aに対し、電話で、「投資でどれくらい稼いでいるか分からないでしょ」などと告げ、再度オンラインミーティングに参加する約束をAと取り付けた。

同月下旬、Aは、Zからメッセージアプリにより送信されたURLにより参加したオンラインミーティングにおいて、勧誘員Xから更に詳しく本件役務についての説明を受け、スマートフォンなどの情報処理の用に供する機器により、本件役務提供契約を締結した。

なお、Aは、当時大学生で、上倉と契約するまで、投資の知識も経験もなく、アルバイト代収入は、月平均で6万円程度しかなく、本件役務の対価を支払うと預金の大半を失う程度の財産しかなかった。

【事例2】（氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の氏名、役務の種類及び勧誘目的の不明示）、電話勧誘顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘行為、役務提供契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

令和3年11月、勧誘員Wは、大学の同級生である消費者Bに電話をかけ、「最近、あるコミュニティのメンバーと飲みに行ったりしてるんだ」、「投資をやっているコミュニティで、私もその人たちと投資やっているんだよね」、「●●（Bのこと）も向いていると思うから、一緒にやろう」などと誘った。Wが何度も繰り返し誘ってきたため、Bが「話を聞くだけならいいよ」と答えたところ、Wは、「投資に詳しい人が、投資やコミュニティの話をしてくれるよ」などと言い、後日、Web会議ツールを利用したオンラインミーティングにおいて投資の話聞く約束を取り付けた。

同月、BがWからメッセージアプリで送信されたURLを利用して参加したオンラインミーティングにおいて、勧誘員Vは、Bに対して、「自分たちがやっているのは、FXだよ」、「FXは、相場が高くなるか低くなるか予想するものだよ」、「FXは、そんなに難しいものではないから、失敗することはないよ、損はしないよ」などと、投資についての話をした後、「もっと知りたかったら、また話そうね」、「次はいつ話をしようか」などと告げ、翌日に再度オンラインミーティングをする約束を取り付けた。

翌日、Bが、Wからメッセージアプリで送信されたURLを利用してオンラインミーティングに参加すると、Wは、Bに対し、勧誘員Uについて、「成功している人だから、色々質問した方がいいよ」などと告げた。Uは、自己紹介をし、診断テストと称していくつかの質問をした後、「君は投資に向いてるね」などと告げた。

この時点までに、W、V及びUは、Bに対し、上倉の氏名、本件役務の種類、Web会議ツールを利用したその電話が本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのものである旨を告げたことはなかった。

その後、Uは、資料を画面共有しながら、Bに対し、「俺たちは、●●（グループ名のこと）という団体に投資をやっている」、「自動売買ツールを使って、FXをしている」、「自動売買ツールは、マレーシアのLiamという会社のものです、俺たちはそこからツールを買ってみんなでFXをやっている」などと告げた上、さらに、「AIが取引をしてくれるから、リスクは限りなく少ないよ」、「結果をすごい残している」、「始める時期が早ければ早いほどお得だよ」、「投資でもうける以外にも、友達を勧誘すると、1人につき5万円くらい紹介料がもらえるよ」などと告げた。

Uが説明を終えると、入れ替わりでオンラインミーティングに参加したVが、Bに対し、「一緒にやろうよ、損はしないから」、「俺も●●（貸金業者の

こと)で借りて払ったし、2、3か月で返しきれよ」、「すぐに元が取れるから、借金しても何の問題もないよ」などと告げた。これらの話を受けたBは、そのオンラインミーティングで、本件役務提供契約を締結する旨を告げた。

Vから、「●●(Wのこと)から、お金の借り方を教えてもらいな」と告げられたBは、Vに言われるがまま、翌日、本件役務の対価の支払に必要な金銭を貸金業者から借り入れるため、Wと喫茶店で待ち合わせた。Bは、契約当時、学生であり、投資に関する知識も経験もなく、当時のアルバイト収入は月平均で約5万円程度しかなく、貯金も約3万円程度しかなかったにもかかわらず、Wは、当該喫茶店において、Bに対し、「学生だと収入が低いから、社員だと言って」、「月収24万円だとすると年収288万円だから、切りよく年収300万円にしよう」などと虚偽の申告をするよう指示するなどした。これを受けたBは、貸金業者の店舗前でWと別れて一人で当該店舗に入店し、Wから指示されたとおり虚偽の申告をして50万円を借り入れた。Bは、店舗の外で待機していたWと合流して借り入れたばかりの50万円を全額Wに手渡し、スマートフォンなどの情報処理の用に供する機器により、上倉と本件役務提供契約を締結した。

【事例3】(氏名等の明示義務に違反する行為(役務提供事業者の氏名及び勧誘目的の不明示)、電話勧誘顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘行為)

令和3年12月から令和4年1月にかけて、勧誘員Tは、メッセージアプリを利用して、小中学校の同級生だった消費者Cに対し、「なら俺と一緒に勉強してみよや笑」、「●●(Web会議ツールのこと)で教えてあげるよ」、「日にちしだいではわんちゃん先輩教えてくれるかも」、「やるやらない別に話聞いてみよ」などのメッセージを送信し、後日Web会議ツールを利用したオンラインミーティングをする約束を取り付けた。

令和4年1月、CがTからメッセージアプリで送信されたURLを利用して参加したオンラインミーティングにおいて、勧誘員Sは、自己紹介をし、資料を示して「資産はこれくらい増えています」などと説明した後、Cに対して、投資家心理に関する質問などをして、「あなたは向いてないね」などと告げた。

この時点までに、T及びSは、Cに対し、上倉の氏名、本件役務の種類、Web会議ツールを利用したその電話が本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのものである旨を告げたことはなかった。

その後、SはCに対し、「自分で投資をして利益を出せるのは1割くらいの人しかいないけれど、EAだから安定して利益を出すことができる」、「EAは置いておくだけで勝手にツールが取引をしてくれる」、「俺は1000万円稼いでいる」、「君もなれるよ」などと告げた。

Sは、本件役務の説明をした後、本件役務について更に詳しく話をするため、再度オンラインミーティングに参加する約束をCと取り付けた。

同月、CがTからメッセージアプリにより送信されたURLにより参加したオンラインミーティングにおいて、勧誘員Rは、「環境について説明する」、「EAを使う人を紹介すると、5万円のキャッシュバックがもらえる」などと説明をした。

これを受けたCは、同日、スマートフォンなどの情報処理の用に供する機器により、上倉と本件役務提供契約を締結した。

なお、Cは、契約当時学生で、上倉と契約するまで、投資に関する知識も経験もなく、当時のアルバイト収入は月平均で約7万円程度しかなく、本件役務の対価を支払うと預金の大半を失う程度の財産しかなかった。

【事例4】（氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の氏名、役務の種類及び勧誘目的の不明示）、電話勧誘顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘行為）

令和4年2月、勧誘員Qは、大学の同級生である消費者Dに電話をかけ、「最近、投資をしているんだけど、やってみない」、「高校のときの先輩で、投資に詳しい人から話を聞けるんだけど、聞いてみない」、「投資に詳しい人から●●（Web会議ツールのこと）で話を聞ける」などと告げ、後日Web会議ツールを利用したオンラインミーティングにおいて投資の話聞く約束を取り付けた。

同月、DがQからメッセージアプリで送信されたURLを利用して参加したオンラインミーティングにおいて、勧誘員Pは、自己紹介や家事に関する話などの世間話をした。

この時点までに、Q及びPは、Dに対し、上倉の氏名、本件役務の種類、Web会議ツールを利用したその電話が本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのものである旨を告げたことはなかった。

その後、Pは、Dに対し、「お金は、夢を叶えるツールだよ」、「サラリーマンより、投資でお金を稼いだ方が、自由に生きられるよ」、「私たちは、自動売買ツールを使ってFXの取引をしている」、「自動売買ツールは、色々な投資家のデータを基にしているから、素人がやっても稼げるし、あなたも大丈夫」などと告げた上、「もし自動売買ツールに興味を持ったなら、パフォーマンスを見せながら、更に詳しい話を聞けるけど、どうする」などと告げ、本件役務について更に詳しく話をするため、再度オンラインミーティングに参加する約束をDと取り付けた。

同月、Dは、Qからメッセージアプリで送信されたURLを利用して参加したオンラインミーティングにおいて、勧誘員Oから「マレーシアにあるLi a

mという会社のツールを使っている」、「L i a mと自動売買ツールの契約をすると、●●（グループ名のこと）という名前のチームに入れる」、「誘えば誘うほどもうかるよ」などと説明を受け、本件役務提供契約を締結する旨を告げ、翌日、スマートフォンなどの情報処理の用に供する機器により、これを締結した。

なお、Dは、契約当時学生で、上倉と契約するまで、投資の知識も経験もなく、当時はアルバイトをしていなかったことから、親からの小遣いとして月約5万円程度の収入しかなく、本件役務の対価を支払うと預金の大半を失う程度の財産しかなかった。

永野玄己に対する行政処分の概要
(電話勧誘販売)

1 名宛人

永野 玄己 (以下「永野」という。)

2 処分の内容

永野が、令和 5 年 7 月 1 3 日から令和 6 年 4 月 1 2 日までの間、次の業務を新たに開始すること (当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。) を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律 (昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「特定商取引法」という。) 第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売 (以下「電話勧誘販売」という。) に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 電話勧誘販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 電話勧誘販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 7 2 号) による改正前の特定商取引に関する法律 (昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「旧法」という。) 第 2 3 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙 6 のとおり、L i a m C o . , L t d . こと上倉大知 (以下「上倉」という。) に対し、特定商取引法第 2 3 条第 1 項に基づき、上倉が行う電話勧誘販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 永野は、上倉に準ずる者として上倉の職務を代行する者 (旧法第 2 3 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する使用人) であり、かつ、上倉が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

福田弘樹に対する行政処分の概要
(電話勧誘販売)

1 名宛人

福田 弘樹 (以下「福田」という。)

2 処分の内容

福田が、令和 5 年 7 月 13 日から令和 6 年 4 月 12 日までの間、次の業務を新たに開始すること (当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。) を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律 (昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。) 第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売 (以下「電話勧誘販売」という。) に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 電話勧誘販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 電話勧誘販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 72 号) による改正前の特定商取引に関する法律 (昭和 51 年法律第 57 号。以下「旧法」という。) 第 23 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙 6 のとおり、L i a m C o . , L t d . こと上倉大知 (以下「上倉」という。) に対し、特定商取引法第 23 条第 1 項に基づき、上倉が行う電話勧誘販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 福田は、上倉に準ずる者として上倉の職務を代行する者 (旧法第 23 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する使用人) であり、かつ、上倉が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

池田健吾に対する行政処分の概要
(電話勧誘販売)

1 名宛人

池田 健吾 (以下「池田」という。)

2 処分の内容

池田が、令和5年7月13日から令和6年4月12日までの間、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第2条第3項に規定する電話勧誘販売(以下「電話勧誘販売」という。)に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 電話勧誘販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 電話勧誘販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第72号)による改正前の特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。)第23条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙6のとおり、L i a m C o . , L t d . こと上倉大知(以下「上倉」という。)に対し、特定商取引法第23条第1項に基づき、上倉が行う電話勧誘販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 池田は、上倉に準ずる者として上倉の職務を代行する者(旧法第23条の2第1項第2号に規定する使用人)であり、かつ、上倉が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

広瀬周平に対する行政処分の概要
(電話勧誘販売)

1 名宛人

広瀬 周平 (以下「広瀬」という。)

2 処分の内容

広瀬が、令和5年7月13日から令和6年4月12日までの間、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第2条第3項に規定する電話勧誘販売(以下「電話勧誘販売」という。)に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 電話勧誘販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 電話勧誘販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

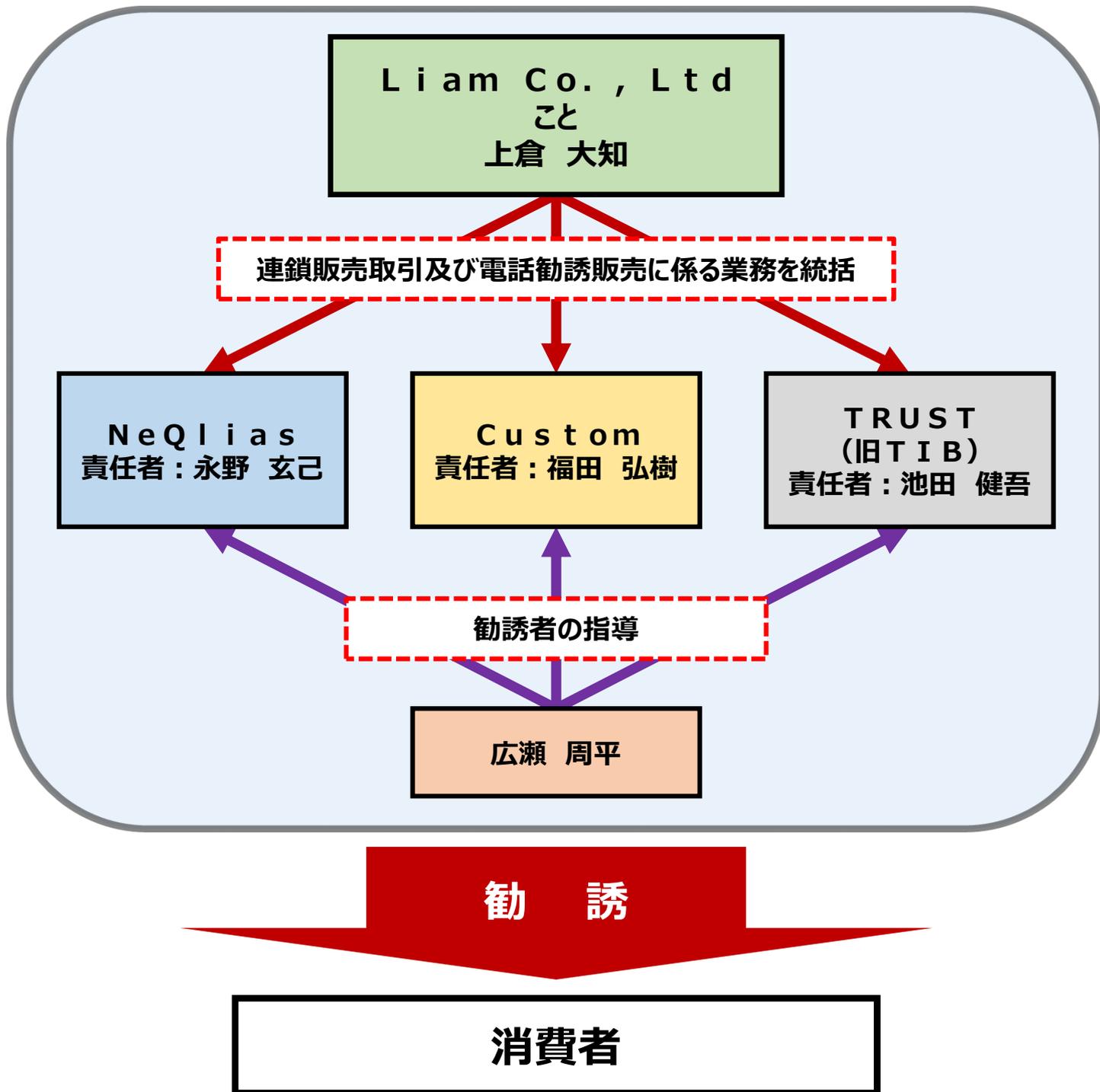
消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第72号)による改正前の特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。)第23条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙6のとおり、L i a m C o . , L t d . こと上倉大知(以下「上倉」という。)に対し、特定商取引法第23条第1項に基づき、上倉が行う電話勧誘販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 広瀬は、上倉に準ずる者として上倉の職務を代行する者(旧法第23条の2第1項第2号に規定する使用人)であり、かつ、上倉が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

L i a m C o . , L t d . こと上倉大知の事業概要等

事業の概要



- L i a m C o . , L t d . は、上倉大知がマレーシア国内に設立した法人である。
- NeQl i a s、Custom及びTRUSTは、いずれも、勧誘者で組織する法人格を有しない集団である。